

こんにちは 保健センターです



問合せ 保健センター ☎0495-77-4041 FAX 0495-77-0550

インフルエンザは例年12月から3月にかけて流行します

乳幼児や高齢者がインフルエンザにかかると、肺炎等を合併し、重症化することがあります。日頃から予防を心がけ、元気にこれからの季節を過ごしましょう。

【インフルエンザとは】

インフルエンザはインフルエンザウイルスを病原とする気道感染症で、一般のかぜ症候群とは分けて考えるべき重くなりやすい疾患です。感染してから症状が現れるまでの期間は、約16時間～5日で、2～3日で発症する人が最も多いといわれています。また、発症1日前～発症後5日頃が、周囲に感染させやすい期間で、小児の場合は、もう少し長くなります。

新型コロナウイルス感染症が収束していない状況ですが、インフルエンザもしっかりとした予防が必要です。

【インフルエンザ予防接種は効果があるの？】

●予防接種は、インフルエンザを発症する可能性を減らし、発症しても重い症状になるのを防ぎます。

【症状が重くなりやすい人】

高齢者、子ども、妊婦、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、喘息、慢性心疾患、糖尿病等の持病のある方

●ワクチンの効果は接種して2週間後から上昇し始め、持続期間は一般的に5か月程度です。また、流行する型が変わるので、毎年接種することが望まれます。

【新型コロナワクチン接種との間隔について】

原則として前後13日以上の間隔をあけてください。また、新型コロナワクチンと同時に打つことはできません。

【インフルエンザ予防接種に対する町の助成対象者】

①65歳以上の方(昭和31年12月31日以前に生まれた方)

詳細は別途お送りする通知でご確認ください。

②60～65歳未満で身体障害者手帳1級の方(心臓、腎臓、呼吸器の機能、ヒト免疫

不全ウイルスによる免疫機能の障害認定をされた方、または同程度の方)

申請方法:令和4年2月28日(月)までに保健センターに電話連絡の上申請

助成対象期間:10月1日(金)～令和4年2月28日(月) 自己負担額:1,000円

※町が指定する医療機関での接種を受けた場合が対象です。

③中学3年生に該当する年齢の方(平成18年4月2日～平成19年4月1日生)

申請方法:令和4年3月15日(火)までに保健センターへ申請 助成額:2,000円を上限とし、1人につき1回

詳細は別途お送りする通知でご確認ください。



【インフルエンザを予防するには】



流行前のワクチン接種
(10～11月ごろ)



感染を広げないために、
「咳エチケット」を



手洗いやアルコール製剤
による手指消毒

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！

問合せ 保険健康課 保険担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

健康保険証の利用申込についての問合せは、保険健康課保険担当にご連絡ください。

1 マイナンバーカードをカードリーダーにかざす
カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。

2 オンラインであなたの医療保険資格を確認!
マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

利用申込はカンタン!

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータルやセブン銀行のATMでできます。

ここをクリック!

医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでも利用申込できますが、待ち時間短縮のため、事前の申込をおすすめします。

マイナンバー(12桁の数字)は使いません!

ICチップの中の「電子証明書」で本人確認!

マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。

医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。

ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報は記録されません。

どんないいことが? 7つのメリット

POINT! **1 より良い医療が可能に!**

本人が同意をすれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。
※特定健診情報の閲覧は、医療保険者によって開始時期が異なります。

POINT! **2 自身の健康管理に役立つ!**

マイナポータルで、自分の薬剤情報を閲覧できるようになります。

POINT! **3 医療費控除がより簡単に!**

マイナポータルで、令和3年11月(予定)から自分の医療費通知情報が閲覧できるようになります。
また、令和3年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となります。

POINT! **4 手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に!**

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払が免除されます。
※自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。

POINT! **5 医療保険の資格確認がスムーズに!**

カードリーダーで顔写真を確認すれば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受け付けにおける事務処理の効率化が期待できます。

POINT! **6 医療費の事務コストの削減!**

医療保険の請求誤り等が減少することから、医療保険者等の事務処理コストが削減でき、持続可能な制度運営につながる見込みです。

POINT! **7 健康保険証としてずっと使える!**

就職や転職、引越をしても、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。

利用可能な医療機関・薬局等は、右記ステッカー・ポスターが目印です!

厚生労働省のホームページでも利用できる医療機関・薬局をご案内しています。